

令和8年4月20日

美里中学校保護者 様

美里町立美里中学校長  
高橋 洋

### 外部団体主催の大会等への参加に伴う出席の扱いについて

桜端の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本校では、授業日に実施される外部競技団体主催の大会等への生徒の参加について、以下の条件を満たす場合に限り、公欠として扱い「出席」として記録します。

公欠による大会への参加を希望する場合は、所定の手続きをお願いします。

### 記

#### 1 「出席」とする条件

(1) 埼玉県中学校体育連盟に専門部を置き、登録されている競技であること。

- |           |         |         |       |
|-----------|---------|---------|-------|
| ①陸上競技     | ②バレーボール | ③ソフトテニス | ④相撲   |
| ⑤スケート     | ⑥体操競技   | ⑦サッカー   | ⑧卓球   |
| ⑨ハンドボール   | ⑩ラグビー   | ⑪新体操    | ⑫軟式野球 |
| ⑬柔道       | ⑭バドミントン | ⑮テニス    | ⑯水泳競技 |
| ⑰ソフトボール   | ⑱剣道     | ⑲スキー    | ⑳ダンス  |
| ㉑バスケットボール |         |         |       |

(2) 大会等へ参加が学校部活動に準じて、教育的な意義があると認められるものであること。

#### 【学校における部活動の教育的意義】

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

〔中学校学習指導要領（平成29年告示） 総則 第5 1ウ〕

(3) 外部団体の責任者（社団法人の理事長・会長）から学校長宛てに、正式な文書により、当該生徒の派遣または参加について依頼があること。文書に当該生徒の氏名が明記されていること。

#### 2 「出席」とする根拠

(1) 文部科学省通知「中学校及び特別支援学校中学部の指導要録に記載する事項等」

学校の教育活動の一環として生徒が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。

(2) 文部科学省通知「児童生徒のオリンピック・パラリンピック競技大会への参加について」

児童生徒のオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会等への参加が、当該児童生徒の心身の発育・発達の状況、学校教育への影響等を総合的に勘案し、教育上有意義であると認められる場合には、校長は学校の教育活動の一環として参加させることができるものであること。その際、授業への出欠については「出席」扱いとすることが適当であること。